

日本産水産物の中国への輸出

日本産水産物を中国へ輸出する場合、中国政府に登録された日本国内の施設で加工、保管を行い、厚生労働省の「衛生証明」、水産庁の「産地証明」と「放射性物質検査証明」が必要となります。

(ジェトロ参考サイト：<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa/01/04A-001042>)

水産物（冷凍品を含む水産品及び水生動物）の特定（HSコード）

02章；0210930000、0208400000、0208500000、0210920000
 03章；0301100010～0307999090
 05章；0511919010、0511919090
 12章；1212201010～1212209090
 15章；1504100000、1504200000、1504300090、1506000010；
 16章；1603000010～1605909090
 20章；2008993100～2008993900
 21章；2103909000。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/china_tsuuchi.pdf

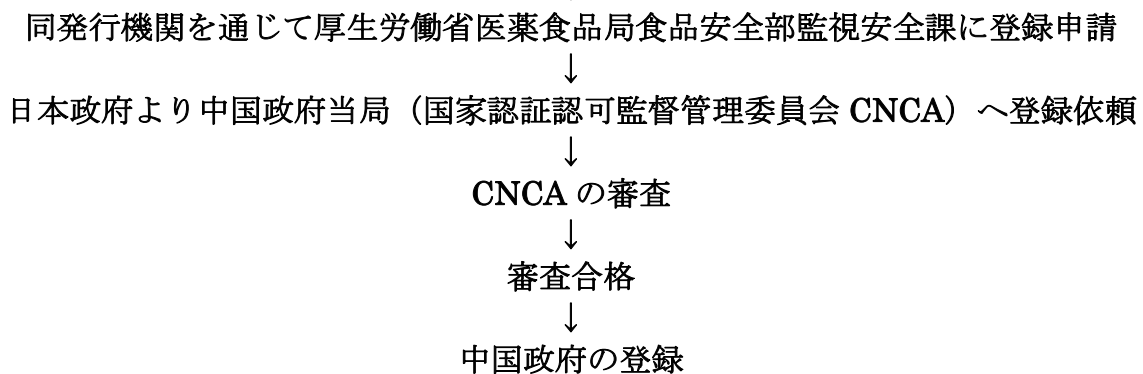
厚生労働省の「衛生証明」

○施設登録の手順

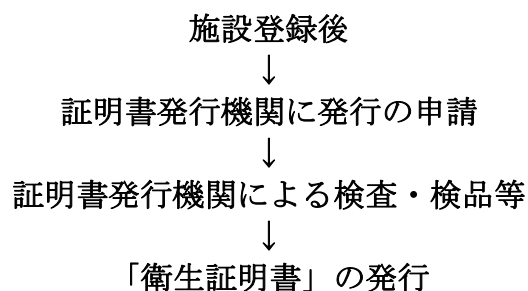
下欄の衛生証明書発行機関へ施設登録の申請をする

衛生証明書発行機関

01. [一般財団法人日本冷凍食品検査協会](#)
02. [一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター](#)
03. [一般社団法人青森県薬剤師会衛生検査センター](#)
04. [公益社団法人長崎県食品衛生協会](#)



○衛生証明書入手手順



水産庁の「産地証明」と「放射性物質検査証明」

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/pdf/china_youryou.pdf



なお、岡山県では発行していません。以下の窓口一覧で確認してください。
岡山の場合、窓口は「水産庁」になります。

諸外国向け水産物の輸出に関する証明書の発行について申請窓口一覧

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/pdf/madoguchi_130819.pdf

農水省の「産地証明」は不要です。

以下を参照して下さい：

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/madoguchiichiran.html>

平成 25 年 3 月 1 日付けで、以下の参考のとおり、農林水産省食料産業局輸出促進グループよりプレスリリースされましたが、本件については水産物は対象ではありません。

水産物については、従来どおり、上記窓口にて証明書を発給いたしますので、ご注意ください。
参考：[輸出証明書発給業務の移管について（平成 25 年 3 月 1 日付 プレスリリース）](#)

中国側での水産物の動物検疫と食品衛生検査の流れ

当該貨物の中国入荷



中国輸入者が輸入通関地の輸出入検査検疫機関に検疫審査書を提出



輸出入検査検疫機関における現場検疫や実験室検疫
検疫対象：主に感染症、病原体、寄生虫。



検査結果の合格



輸出入検査検疫機関による検疫通過通知書の発給



食品衛生検査の手続き

検査内容：まず現場検査、そしてサンプルを抜き取っての実験室検査（細菌、カビ、細菌や黴が生み出す毒素、残留する有害金属、残留農薬もしくは残留動物用医薬品、添加物の種類とその含有量、放射性物質汚染の有無、有毒動植物か否かおよびその毒素等の検査）。

ここで、現物とラベルの表示の一致、包装資材の性質などもあわせてチェックされる。



合格後



税関への輸入通関手続き



輸入許可

魚肉ねり製品の場合の留意点

ソルビン酸を使用している場合、中国の基準である 0.075g/kg に適合していることの検査確認が必要。<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taichu/dl/6.pdf>

鮭の場合の留意点

天然漁獲された鮭については、政府発行の漁船番号と漁獲海域が記載された証明書が必要。